

令和4年3月1日

モバイル建築による社会デザイン奨学金 募集要項

一般社団法人日本モバイル建築協会

令和4年度より立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科の大学院生を対象とした奨学金を新設いたしました。本奨学金はモバイル建築を活用した地方創生や社会的課題解決、応急仮設住宅の社会的備蓄等に資する社会デザイン研究に取り組む大学院生の就学と研究を支援するものです。令和4年度の奨学金を以下の通り募集いたします。

記

- 1 奨学金名称：モバイル建築による社会デザイン奨学金（返済不要な給付型奨学金）
- 2 支給団体：一般社団法人日本モバイル建築協会
- 3 受給対象者：立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科博士前期課程の在学学生
- 4 支給条件：修士論文のテーマが、モバイル建築を活用した地方創生や社会的課題解決、
応急住宅の社会的備蓄等に資する社会デザイン研究であること。
- 5 成果の公表：修士論文の完成後、論文の要旨をまとめ当協会に報告すること。
- 6 給付額：一人当たり年20万円（修士課程在学中に1回限り支給）
- 7 募集人数：2名
- 8 募集期間：令和4年4月11日（月）～4月25日（月）
- 9 選考方法：書類選考（最終選考者にはZOOMによる最終面接を実施し最終決定する。）
- 10 支給決定：選考結果は5月20日（金）にメールにて個別に通知する。
- 11 応募提出書類：
 - ① 申請書（様式1）② 誓約書（様式2）③ 研究計画書（様式は任意）④ 在学証明書※研究科や教員からの推薦状は不要。※応募提出書類は返却しない。
- 12 応募提出書類の提出先
※簡易書留を利用して以下まで郵送のこと（4月25日消印有効）
〒101-0047 東京都千代田区内神田2丁目12-1
一般社団法人日本モバイル建築協会 奨学金担当宛
- 13 奨学金の返還義務
本奨学金は返済不要な給付型奨学金であるが、大学院を中退した場合又は支給後にモバイル建築に関わらない研究内容に変更した場合は当協会に速やかに申し出た上で、原則として奨学金を返還する義務を負う。ただし、災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情が認められる場合は特例として返還を免除する場合がある。
- 14 本件に関する問い合わせ先：
当協会事務局 info@mobakyo.or.jp HP <https://mobakyo.or.jp/>

申請書（様式1）

申請日：令和4年 月 日

1 氏名（フリガナ）：

2 住所：

3 国籍：

4 生年月日（西暦）：

5 電話番号：

6 大学のメールアドレス：

7 所属（大学院以外に職業を有する場合）：

8 大学院入学年月日：

9 学籍番号：

1 0 研究テーマ：

1 1 研究テーマの概要（400 字以内）

1 2 研究テーマとモバイル建築との関係（400 字以内）

誓約書（様式2）

- ① 募集要項の内容を理解し申請書に虚偽の内容が無いことを誓約します。
- ② 大学院を中退した場合又は支給後にモバイル建築に関わらない研究内容に変更した場合は当協会に速やかに申し出た上で、原則として奨学金を返還します。

申請日：令和4年 月 日

氏名（自著）

「団体概要」

団体名：一般社団法人日本モバイル建築協会

設立：2021年5月6日

所在地：〒101-0047 東京都千代田区内神田2丁目12-1

HP：https://mobakyo.or.jp/

代表：代表理事 長坂俊成

顧問：御厨 貴（東京大学名誉教授）

目的・事業概要：

当法人はモバイル建築^{注1}の研究開発及び公民協働による社会的備蓄の普及を通じて、国難級の災害時における居住福祉の改善並びに新型コロナウイルス禍以降の新しいワークライフスタイルに即した国民生活の向上と地方創生に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- (1) モバイル建築に関する技術の調査研究、開発、試験検証
- (2) モバイル建築のオフグリッド化^{注2}に関する技術の調査研究、開発、試験検証
- (3) モバイル建築に関する安全性、住性能、環境性能に関する審査、認定、相談、指導
- (4) モバイル建築に関する知的財産権管理
- (5) モバイル建築の普及のための広報、展示、教育、研修
- (6) モバイル建築の技術的・制度的課題解決のための国・地方公共団体等への提案、協力
- (7) モバイル建築の社会的備蓄に関する制度やビジネスモデルの調査研究、指導
- (8) モバイル建築の社会的備蓄の平時運営支援および災害時運用支援に係る情報プラットフォームの構築・運用
- (9) モバイル建築の災害時運用に係る地方公共団体への調整、あっせん、仲介、支援
- (10) モバイル建築・住宅の減災・免災に関する研究開発と普及
- (11) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

注1）モバイル建築：完成した建築物を解体せずに容易に基礎から分離し、ユニット単位でクレーン等を用いて吊り下げトラック等に積載し目的の場所に輸送し、迅速に移築することを繰り返し行うことができる構造を有する建築物の総称。

注2）オフグリッド：電気、ガス、水道などの公共の供給施設に依存せずに生活や活動を維持し、かつ、環境への負荷を軽減する技術。

以上